

## 船舶事故調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	同乗者負傷
発生日時	令和4年5月22日 08時30分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市来間・前浜港（前浜地区）南方沖 久松港南水路第2号灯標から真方位146° 2.5海里付近 （概位 北緯24° 43.9′ 東経125° 15.9′）
事故の概要	水上オートバイShineは、遊走中、同乗者が落水して負傷した。
事故調査の経過	令和4年6月13日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ Shine、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	250-57477 沖縄、株式会社GOLD RUSH
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定 同乗者、操縦免許 なし
負傷者	軽傷 1人（同乗者）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約3.2m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、海面 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を後部座席に乗せ、港西側の浜辺から出発し、遊走する目的で浜辺の沖合に向けて約50km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で航行中、急なハンドリングで左旋回をしたとき、右舷側に大きく傾斜した。</p> <p>同乗者は、船長の胴体に両手を回して組んでいたものの、左旋回中に堪えきれずに手を離してしまい、右舷後方に放り出されて落水し、同乗者が掴まっていた船長も身体が右舷方に引っ張られて、ハンドルを持ち続けることが困難となって手が離れ、落水した。</p> <p>同乗者は、自身がどのようなようになったかは分からず、身体の左側面を海面に強打して左肋骨骨折を負った。</p> <p>浜辺で本事故を見ていたマリンスポーツ事業者のスタッフは、水上オートバイで事故現場に救助に向かい、船長及び同乗者を引き揚げ、本事故後に前進行きあしにより船長及び同乗者から離れていった本船まで連れて行った。</p> <p>船長は、同乗者と共に出発した浜辺に引き返し、119番通報を行って救急車を呼び、同乗者は病院に搬送された。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、約50km/hの速力で航行中、船長が、急なハンドリングで左旋回をしたことから、右舷側に大きく傾斜し、同乗者が落水して身体の左側面を海面に強打し、負傷したものと考えられる。

<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が約50km/hの速力で航行中、船長が、急なハンドリングで左旋回をしたため、右舷側に大きく傾斜し、同乗者が落水して身体の左側面を海面に強打したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、同乗者を乗せた状態で急なハンドル操作を行わないこと。</li> <li>・水上オートバイの船長は、同乗者を乗せて、旋回などの方向転換や発進したりする際には、同乗者の落水を防止する目的で、同乗者に声を掛けたり、手で合図を行うなどし、注意喚起を図ること。</li> <li>・水上オートバイは、速い速力での旋回や発進の際の急加速時に大きな力が身体にかかることから、同乗者は、落水しないよう操縦者の身体よりも、座席の持ち手、シートバンド等にしっかりと掴まっておくことが望ましい。</li> <li>・海岸線の近くでは、急旋回、急発進を行わないこと。</li> </ul>